

一般社団法人 浦和地区労働基準協会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人浦和地区労働基準協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

本会は、厚生労働行政のサービス事業を行い、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、その他労働基準関係諸法令の普及を図り、労働者の安全と健康を守り、労働条件の改善と福祉の向上に資することにより、企業の繁栄と地域産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働基準関係法令の普及に関する事業
- (2) 労務管理、安全管理、労働衛生管理等の改善及び向上に関する事業
- (3) 労働安全衛生法に基づく講習及び各種特別教育講習に関する事業
- (4) 労務管理、安全管理、労働衛生管理、労働者災害補償保険制度等についての講習会、講演会、研究会、研修会、見学会、説明会等の開催に関する事業
- (5) 優良事業場及び優良労働者の表彰に関する事業
- (6) 会報、資料等の配布による広報活動及び参考資料等の提供に関する事業
- (7) 労働基準関係法令に基づく諸手続き及び労働問題についての相談に関する事業
- (8) その他、本会の目的達成のための必要な事業

2 前項の事業は、本会所管区域内において行うものとする。

会所管区域とは、さいたま市(旧浦和市・旧与野市)、朝霞市、和光市、新座市、志木市の区域をいう。

第 3 章 会 員

(会員の構成)

第 5 条 本会に、次の会員をおく。

- (1) 正 会 員 本会の目的及び事業に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した法人、法人の事業場、又は個人

2 前項会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(入会及び会員の資格)

第 6 条 会員として入会する者は、理事会の定める「入会申込書」を提出し、その承認を受けなければならない。

2 会員は、本会の事業活動に参加する権利と義務を有し、この定款及び諸規定に従った行動をする義務を負う。

(会 費)

第 7 条 本会の会員は、会員になったとき及び毎年、総会の決議によって定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返還しない。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会の定める「退会届」を提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、又はこの定款に違反する行為をしたとき、その他、除名すべき正当な事由があるときは、事前に弁明の機会を与えたうえ、総会の決議により除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡したとき、又は解散したとき
- (2) 会費未納が、引き続き2年以上にわたったとき
- (3) 総正会員が同意したとき

第4章 総会

(種別及び構成)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任、又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、総会で決議するものとして法令、又は定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。臨時総会は、必要に応じて臨時開催する。

(招集)

第14条 定時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の開催日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他、法令で定められた事項

- 3 理事、又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。
- 4 理事、又は監事の候補者の合計数が、第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(表決委任等)

- 第19条 総会に出席することのできない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 この場合、第16条及び第17条、並びに第18条にかかる員数については、これを出席したもののみとする。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した正会員の中から総会で選任された議事録署名人2名が、署名、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第21条 本会には、次の役員を置く。
- (1) 理事 34名以上 42名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長とする。
 - 3 理事のうち1名を専務理事とする
 - 4 理事のうち4名以内を部会長、4名以内を副部会長とし、部会長及び副部会長を常任理事とする。
 - 5 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、常任理事及び専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、正副部会長は、理事会の決議により、理事の中から選任する。
 - 3 専務理事は、理事会の決議により、理事の中から選任し、会長が任命する。
 - 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長及び常任理事は、会長を補佐し、本会の業務執行理事として業務を分担する。
 - 4 専務理事は、会長の指示に従い、本会の事務を統括する。
 - 5 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、毎事業年度ごとに4ヵ月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 本会の業務及び財産、並びに会計の状況を調査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事、又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第26条 理事及び監事は、本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、総会の決議により解任することができる。

(役員 の 報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、専務理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用について、支払いをすることができる。この取り扱いに關しての必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に關する事項の決定
- (2) 各種規則、規程及び基準の設定、変更、並びに廃止に關する事項
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長、副会長、部会長、副部会長、並びに専務理事の選任及び解任
- (5) 前号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

(開催・招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(成 立)

第31条 理事会は、理事の過半数が出席し、成立する。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、出席理事から選任する。

(議決権)

第33条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議に關して特別の利害關係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名、又は記名押印しなければならない。

第 7 章 常任理事会、専門部会

(常任理事会)

第36条 本会の理事会の決議により、常任理事会を設置することができる。

2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

3 常任理事会は、本会の運営に關する事項について協議・検討し、理事会に参考意見として表明する。

4 常任理事会の運営に關し必要な事項は、理事会で決める。

(専門部会)

第37条 本会事業の円滑な運営を図るため、次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 労務管理部会

- (3) 安全管理部会
- (4) 衛生管理部会

(分 担)

- 第38条 会長を除く理事は、前条の専門部会のいずれか1種に所属する。
2 専門部会の所属については、理事会にて取り決める。

(組 織)

- 第39条 各専門部会は、副会長、部会長、副部会長各1名及び部会員若干名をもって構成する。

(担当業務)

- 第40条 各専門部会の担当業務の範囲、その他専門部会の運営に必要な事項は、理事会にて別途定める。

第 8 章 財産及び会計

(事業年度)

- 第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の構成)

- 第42条 本会の財産は、次の各号をもって構成する。
- (1) 会 費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 財産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

(財産の管理)

- 第43条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は総会の決議による。

(経費の支弁)

- 第44条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第45条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

- 第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度の初日前に予算が成立しないときは、予算成立の日まで暫定的に収入及び支出を行うことができる。この場合の収入及び支出は、成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 定時総会終了後、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解 散)

第 49 条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由で解散する。

(残余財産の帰属)

第 50 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、会員その他の者に剰余金の分配を行うことはできない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 本会の公告の方法は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章 事務局 等

(事務局の設置等)

第 52 条 本会の事務を処理をするため、第 2 条の定めによる事務所に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長（専務理事兼務）及び所要の職員若干名を置く。

3 事務局長及び常時勤務の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

(帳簿及び書類)

第 53 条 事務局には、常時次の帳簿及び書類を備え付けなければならない。

- (1) 定款及び定款に基づく諸規定
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び事務局職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定められた機関の議事に関する書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び書類
- (7) 資産、負債及び財産の状況を示す書類
- (8) その他、本会の運営に関する重要な書類

第 12 章 雑 則

(雑 則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を、事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事（会長）は、後藤 慎一とする。
- 4 この定款は、平成 25 年 5 月 16 日より改正施行する。
- 5 この定款は、平成 30 年 5 月 18 日より一部改定（第 21 条）施行する。
- 6 この定款は、令和 2 年 6 月 22 日より一部改定（第 34 条 2 項追加）施行する。